

## 彦根城博物館画像資産貸出業務委託事業者募集要項

### 1 事業の目的

彦根城博物館が所蔵する資料の画像の一部を預かり受け、それらを管理するとともに、第三者の申し込みを受け付けて、画像の貸し出しと利用の許諾を行うなどの一連の作業業務を安全に履行するためのノウハウやアイデアを有する事業者を選定することを目的にプロポーザルを実施する。

### 2 委託内容

#### (1) 業務名

彦根城博物館画像資産貸出業務

#### (2) 業務内容

別紙「彦根城博物館画像資産貸出業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

#### (4) 提案上限額

900,400円(税込)

※企画提案内容の規模を示すもので、契約時の予定価格を示すものではない。

### 3 プロポーザル実施要領

#### (1) プロポーザルの名称

彦根城博物館画像資産貸出業務公募プロポーザル

#### (2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

#### (3) 事業者の参加資格

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本業務を実施するうえでふさわしい信用力、資力、技術力、企画力等を備えている法人その他の団体で、以下の全ての条件を満たしていること。

- ① 国公立や私立の美術館、博物館等で提案業務、または類似的業務を引き続き5年以上営業していること。
- ② 提出書類の提出期間において、経営不振の状態（会社更生法(平成14年法律第154

号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき民事再生手続開始の申し立てをしたとき等)でないこと。

- ③ 最近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税を滞納していないこと。
- ④ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ⑤ 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施工令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同政令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する場合を含む)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団およびそれらの利益とする活動を行っている者

#### 4 審査および選定

##### (1) 審査体制等

- ① 彦根城博物館画像資産貸出業務公募プロポーザル審査会が本業務委託の事業者選定にかかる全ての審査を行う。
- ② 審査は、別に定める「彦根城博物館画像資産貸出業務委託事業者審査基準」により定められた審査項目について審査し、最高得点者を委託候補者として選定する。応募した団体が 1 者のみの場合、総合評価点の 60%以上の評価点を獲得し、かつ選定委員各員の評価点も 60%以上であることが契約候補者として選定する必須条件とする。
- ③ 選定結果については、プロポーザル参加者にファックスおよび郵送で通知する。

##### (2) 選定スケジュール

項目	日時
募集要項の公表	令和 8 年 4 月 15 日(水)
参加意思表明書(兼説明会参加申込書)提出期限	令和 8 年 5 月 8 日(金)14 時
業務説明会の開催	令和 8 年 5 月 11 日(月)14 時
参加申請、企画提案書等提出期限	令和 8 年 5 月 25 日(月)17 時 15 分
業者選定委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリング)	令和 8 年 5 月 29 日(金)14 時
選定結果通知	令和 8 年 5 月末~6 月上旬

### (3) 選定方法

#### ① 提案募集

プロポーザルへの参加を希望する事業者から提案書類の提出を受け、提案資格を満たす事業者を審査対象事業者とする。

##### ア プロポーザルへの参加意思表示

プロポーザルへ参加する意思のある事業者は、「参加意思表示書（兼説明会参加申込書）（様式第1号）」を提出する。

【提出期限】 令和8年5月8日(金)14時

【提出方法】 持参または郵便（宅配便可）によること

##### イ 参加申請および企画提案

企画提案書等を提出する。

【提出期限】 令和8年5月25日(月)17時15分

【提出方法】 持参または郵便（宅配便可）によること

#### ② 契約

契約候補者と提案書等に基づき協議のうえ、委託内容を決定して契約を締結する。なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、契約候補者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

#### ③ 選定の取り消し

委託業者選定後であっても、提案者の資格が条件を満たさなくなった場合は、その決定を取り消す場合がある。また、提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、提案を無効とし委託事業者選定後であってもその決定を取り消す場合がある。

### (4) 提案にあたっての留意事項

- ① 提案する事業者は、提案書類に関して市から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ② 提案する事業者は、企画提案にあたり、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。
- ③ プロポーザルへの応募にかかる各事業の費用は、事業者が全て負担するものとする。

### (5) 配布または提示した書類等の扱い

- ① プロポーザルへの応募に関して市が事業者に配布または提示した書類は、プロポーザルへの応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。
- ② プロポーザルへの応募に関して市が事業者に配布または提示した書類は、企画提案の選定から漏れた時点で、事業者の責任において廃棄すること。
- ③ プロポーザルへの応募にあたり知り得た市の情報については、守秘義務を遵守する

こと。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 参加資格を満たさない事業者が行った提案
- ② 提案書類が提出期限までに指定した場所に到着しない提案
- ③ 提出書類の記載内容に虚偽がある提案
- ④ 提出すべき必要書類が欠落している提案
- ⑤ その他提案依頼書において示した条件等に違反した提案

5 業務説明会

(1) 日時

令和8年5月11日(月)14時

(2) 会場

滋賀県彦根市金亀町1番1号 彦根城博物館講堂

(3) その他

- ① プロポーザルに参加する事業者は、参加意思表明書（兼業務説明会参加申込書）を提出し、必ず業務説明会に出席しなければならない。
- ② 提案書作成にかかる質問の受付は令和8年5月11日(月)までとする。なお、5月8日(金)までに受け付けたものについては説明会で回答する。それ以降、および説明会にて提出された質問については、業務説明会に参加した事業者（提案を辞退した事業者を除く）全てに電子メールで5月18日(月)までに回答する。

## 6 提出書類

プロポーザルへの参加に関し、提案者が市に提出する書類は次のとおりとする。

手順	提出書類	様式・内容	部数	提出方法・締切
(1) 参加表明	参加意思表明書 (兼説明会参加申込書)	様式第1号	1部	持参または郵送 令和8年5月8日
(2) 提案書作成 にかかる質問	質問票	様式第2号	1部	電子メール 令和8年5月11日
(3) 参加申込および企画提案	参加申込書	プロポーザルへの参加を申し込むもの(様式第3号)	1部	持参または郵送 令和8年5月25日
	納税証明書 (写しでも可)	法人税、法人事業税、消費税に未納の税額がないことを証明するもの		
	会社概要	提案者の会社概要を示すもの(様式第4-1号)	6部	
	類似業務の受託実績	提案者の受託実績を示すもの(様式第4-2号)		
	企画提案書	募集要項と仕様書に基づき、事業者の実施内容を提案するもの(様式第4-3号)		
(4) 辞退	参加辞退届	参加意思表明書を提出した後、辞退を申し出るもの(様式第5号)	1部	電子メール 令和8年5月25日

## 7 書類の提出および問い合わせ先

彦根市教育委員会事務局 彦根城博物館学芸史料課史料係 (担当) 竹内・柴崎

住 所：〒522-0061 彦根市金亀町1番1号

電 話 : (0749)22-6100

F A X : (0749)22-6520

メール : [museum@mx.hikone.ed.jp](mailto:museum@mx.hikone.ed.jp)